**地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針**

**【第1.2版】**

令和５年６月30日　デジタル庁

（令和４年７月７日作成、令和４年８月30日改定、

令和５年３月30日改定、令和５年６月30日改定）

1. **業務ID**

○ 業務IDは、標準化対象事務を、システム間で連携する単位に一意に定めることを目的に規定する。

○ データ要件・連携要件の標準に係る適合確認の最小単位は、業務IDの単位とする。

○ 業務IDは、表１のとおりとする（３桁のID）。

○ 業務の廃止をする場合には、当該業務の業務IDは欠番とする。

○ 業務を新たに追加する場合には、付与済みの業務IDの末番の次の番号から順に、新たな業務IDを付与する。

○ 業務の分割をする場合には、原則、当該業務の業務IDは欠番とするが、当該業務の制度所管府省からの申出により、当該業務IDを残すことができる。

表１　業務ID一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 業務ID | 業務機能名 |
| 001 | 住民基本台帳 |
| 002 | 印鑑登録 |
| 003 | 戸籍 |
| 004 | 戸籍の附票 |
| 005 | 選挙（共通） |
| 006 | 選挙人名簿管理 |
| 007 | 期日前・不在者投票管理 |
| 008 | 当日投票管理 |
| 009 | 在外選挙管理 |
| 010 | 個人住民税 |
| 011 | 法人住民税 |
| 012 | 固定資産税 |
| 013 | 軽自動車税 |
| 014 | 収納管理（税務システム） |
| 015 | 滞納管理（税務システム） |
| 016 | 地方税（共通） |
| 017 | 学齢簿編製 |
| 018 | 就学援助 |
| 019 | 健康管理 |
| 020 | 児童扶養手当 |
| 021 | 生活保護 |
| 022 | 障害者福祉 |
| 023 | 介護保険 |
| 024 | 国民健康保険 |
| 025 | 後期高齢者医療 |
| 026 | 国民年金 |
| 027 | 児童手当 |
| 028 | 子ども・子育て支援 |
| 029 | 申請管理 |
| 030 | 庁内データ連携 |
| 031 | 住登外者宛名番号管理 |
| 032 | 団体内統合宛名 |
| 033 | （欠番） |
| 034 | EUC |
| 035 | レセプト管理（生活保護） |
| 036 | 統合収納管理 |
| 037 | 統合滞納管理 |
| 038 | 人口動態調査 |
| 039 | 火葬等許可 |

**２．標準仕様書ID**

○ 標準仕様書IDは、標準化基準に基づき策定される標準仕様書を一意に定めることを目的に規定する。

○ 標準仕様書IDは、表２の標準仕様書コード（３桁のID）及び標準仕様書のバージョンアップの回数を３桁の数値で表したもので構成する。

（例）

履歴１：1.0版　→　標準仕様書コード３桁＋001（住民基本台帳の場合、004001）

履歴２：2.0版　→　標準仕様書コード３桁＋002（住民基本台帳の場合、004002）

履歴３：2.1版　→　標準仕様書コード３桁＋003（住民基本台帳の場合、004003）

○ 標準仕様書の廃止（分割を含む。）をする場合には、当該標準仕様書の標準仕様書コードは欠番とする。

○ 標準仕様書を新たに追加する場合には、付与済みの標準仕様書コードの末番の次の番号から順に、新たな標準仕様書コードを付与する。

表２　標準仕様書コード一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 標準仕様書コード | 標準仕様書名 | 標準仕様書で規定する業務ID |
| 001 | 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 | － |
| 002 | 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 | 029,030,031,032,033,034,036,037 |
| 003 | 地方公共団体情報システム非機能要件の標準 | － |
| 004 | 住民基本台帳 | 001 |
| 005 | 印鑑登録 | 002 |
| 006 | 戸籍 | 003 |
| 007 | 戸籍の附票 | 004 |
| 008 | 選挙人名簿管理 | 005,006,007,008,009 |
| 009 | 地方税 | 010,011,012,013,014,015,016 |
| 010 | 学齢簿編製 | 017 |
| 011 | 就学援助 | 018 |
| 012 | 健康管理 | 019 |
| 013 | 児童扶養手当 | 020 |
| 014 | 生活保護 | 021,035 |
| 015 | 障害者福祉 | 022 |
| 016 | 介護保険 | 023 |
| 017 | 国民健康保険 | 024 |
| 018 | 後期高齢者医療 | 025 |
| 019 | 国民年金 | 026 |
| 020 | 児童手当 | 027 |
| 021 | 子ども・子育て支援 | 028 |
| 022 | 人口動態調査 | 038 |
| 023 | 火葬等許可 | 039 |

**３．機能ID**

○ 機能IDは、標準仕様書において規定している機能を一意に定めることを目的に規定する。

(1) 機能の単位

○ 機能の単位は、原則、標準仕様書において重複しない必要最小限の機能を１単位とする。

○ 具体的には、標準仕様書で「・・・こと」と記載されているものを１単位とする。ただし、「・・・こと」と記載されているが、複数の機能が含まれる場合には、適切な適合確認を行うことができるよう、分割・統合をして、１単位とする。

（例）標準仕様書において次のとおり規定されている場合

2.1.1　○○処理

Aを行うこと。

Bを行い、Cを行い、Dを行うこと。

→　「○○処理」を１つの機能としない。

→　「Aを行うこと」を１つの機能の単位とする。

→　「Bを行い、Cを行うこと」については、

→　これらをまとめて１つの機能とした方が適合性確認を適切に行うことができるときは、「Bを行い、Cを行うこと」を１単位とする。

→　それぞれを１つの機能とした方が適合性確認を適切に行うことができるときは、「Bを行うこと」「Cを行うこと」を分割して、それぞれを１単位とする。

(2) IDの振り方

○ 機能IDは、３桁の業務ID及び４桁の機能コードを合わせた、合計７桁のIDとする。

○ 機能コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。

○ 一度、付与した機能IDは変更しない。

○ 機能の分割・削除・修正をする場合には、表３ 機能IDの運用ルールに準ずる。

○ 機能を新たに追加する場合には、付与済みの機能IDの末番の次の番号から順に、新たな機能IDを付与する。

表３　機能IDの運用ルール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 種別 | 例 | 機能IDの運用 |
| 機能要件 | 削除 | 機能要件を全て削除 | 元の機能IDを欠番とする |
| 分割 | 機能要件の分割 | 元の機能IDを欠番とする  （１つの要件を２つに分割する場合、機能IDを２つ新規付番する） |
| 新規追加 | 新しい機能要件の追加 | 新規付番 |
| 修正 | 一部追加  一部削除 | 元の機能IDを欠番とする  修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する |
| 訂正 | あきらかな誤記の訂正  （例：当該昨日→当該機能）  データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正 | 機能IDをそのまま利用し、訂正する |
| 実装類型 | 修正 | 実装必須機能から標準オプション機能に修正 | 機能IDをそのまま利用し、修正する |
| 要件の考え方・理由、備考欄 | 補記 | 機能要件の考え方等のみを加除 | 機能IDをそのまま利用し、訂正する |

**４．帳票ID**

○　帳票IDは、帳票毎を一意に定めることを目的に規定する。

○　帳票IDは、３桁の業務ID及び４桁の帳票コードを合わせた、合計７桁のIDである。

○　帳票コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。

○ 一度、付与した帳票IDは変更しない。

○ 帳票の削除（分割を含む。）をする場合には、当該帳票の帳票IDは欠番とする。

○ 帳票を新たに追加する場合には、付与済みの帳票IDの末番の次の番号から順に、新たな帳票IDを付与する。

**５．データ項目ID**

○ データ項目IDは、データ項目を一意に定めることを目的に規定する。

○ データ項目IDは、３桁の業務ID及び５桁の項目コードを合わせた、合計８桁のIDである。

○ 項目コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。

○ 一度、付与したデータ項目IDは変更しない。

○ データ項目の削除（分割を含む。）をする場合には、当該データ項目のデータ項目IDは欠番とする。

○ データ項目を新たに追加する場合には、付与済みのデータ項目IDの末番の次の番号から順に、新たなデータ項目IDを付与する。

○ データ項目を他のグループへ移設する場合には、付与済みのデータ項目IDの末番の次の番号から順に、新たなデータ項目IDを付与し、移設元のデータ項目IDは欠番とする。

**６．連携ID**

○ 連携IDは、機能別連携仕様において、連携機能を一意に定めることを目的に規定する。

○ 連携IDは、３桁の業務ID及び４桁の連携コードを合わせた、合計７桁のIDである。

○ 連携コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。

○ 一度、付与した連携IDは変更しない。

○ 連携機能の削除（分割を含む。）をする場合には、当該連携機能の連携IDは欠番とする。

○ 連携機能を新たに追加する場合には、付与済みの連携IDの末番の次の番号から順に、新たな連携IDを付与する。

**７．独自機能ID**

○ 独自機能とは、基本方針の5.1.1.1に定義されているものであり、標準仕様書に記載がなく、原則、実装不可とされる機能であるが、当該機能が全国の自治体のＢＰＲにつながり、標準仕様の進化に資するかを検討するため、実験的に実装を可能とする機能である。

○ 独自機能IDは、各地方公共団体において構築する独自機能を一意に定めることを目的に規定する。

○ 地方公共団体は、独自機能IDと独自機能の概要を、デジタル庁に登録する。

○ デジタル庁は、登録された独自機能IDと独自機能の概要を、登録した地方公共団体名とともに、公表する。

○ 独自機能IDは、各地方公共団体が付番する４桁のIDであり、地方公共団体は、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。

○ 一度、付与した独自機能IDは変更しない。

○ 独自機能を削除（分割を含む。）する場合には、当該独自機能の独自機能IDは欠番とする。

○ 独自機能を新たに追加する場合には、付与済みの独自機能IDの末番の次の番号から順に、新たな独自機能IDを付与する。

以上